

## 災害時における飲料水の提供に関する協定書

匝瑳市（以下「甲」という。）と、株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水の提供について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、匝瑳市内で地震、風水害等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、飲料水の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 甲は、匝瑳市内で災害が発生した場合において、飲料水を調達する必要があると認めるときは、乙に対し飲料水の提供を要請することができる。

2 乙は前項の要請を受けたときは、飲料水の提供及び運搬に対して可能な限り協力するものとする。

3 甲において災害対策本部が設置され、その災害対策本部から甲の行政財産使用許可を得た乙の飲料水用自動販売機の在庫品の提供要請があったときは、乙は甲へ無償提供するものとする。

### （要請手続等）

第3条 前条第1項の規定による甲の要請は、物資発注書（別紙1）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、後日速やかに物資発注書（別紙1）を提出するものとする。

2 前条第3項の規定による甲の要請は、口頭又は電話等により行うものとする。

3 甲及び乙は、要請手続き及び連絡調整に支障が生じないように、双方の連絡先及び連絡責任者等を定めるものとする。なお、連絡責任者等の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

### （飲料水の引渡し）

第4条 飲料水の引渡しは、原則として甲が指定する場所とし、甲が派遣した職員が確認のうえ、乙から引渡しを受けるものとする。

2 飲料水の引渡し場所までの運搬は、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙が指定する者が行うことができる。

3 乙は、甲に対する飲料水の引渡しが完了したときは、その措置状況について物資供給報告書（別紙2）により甲へ報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 甲は、飲料水の代金及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬に要した費用を負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ、決定するものとする。また、前項の運搬に要した費用は実費精算とする。

(代金の支払い)

第6条 甲は、飲料水の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を支払うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の30日前までに甲乙のいずれからも協定解消等の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年5月20日

甲 千葉県匝瑳市八日市場ハ793番地2  
匝瑳市  
匝瑳市長 太田 安規

乙 東京都渋谷区本町3丁目47番10号  
株式会社 伊藤園  
総務部長 川本 正人

別紙1 (第3条関係)

物 資 発 注 書

平成 年 月 日

株式会社伊藤園  
代表取締役

様

匝瑳市長 太田 安規

「災害時における飲料水の提供に関する協定書」第2条の規定により、下記のとおり要請します。

記

要請する物資

要請日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

特記事項

問い合わせ先  
担当部署 課  
担当者  
電 話 — —  
F A X — —  
メ ー ル

別紙2 (第4条関係)

物資供給報告書

平成 年 月 日

匝瑳市長 太田 安規 様

株式会社伊藤園  
担当部署

平成 年 月 日付けで要請のあった物資については、下記のとおり供給したので報告します。

記

供給した物資

品 目	数 量	搬入場所	搬入日時・時刻

特記事項

問い合わせ先  
( 所 属  
担 当 者  
電 話           —   —  
F A X           —   —  
メ ー ル )